

島田市こども計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和5年7月

目 次

1	業務目的	1
2	業務概要	1
3	委託業者選定方法	1
4	スケジュール	1
5	参加資格要件	2
6	参加申込方法	2
7	参加資格審査	3
8	質問書の提出と回答	3
9	企画提案書等の提出について	3
10	審査会の実施について	5
11	審査及び審査方法等について	6
12	審査結果について	6
13	失格事項	6
14	契約について	7
15	その他留意事項	7
16	問い合わせ先	7

1 業務目的

当市では、子どもから若者まで安心して自分らしく、いきいきと暮らすことができるよう、子育てにかかる様々な負担の軽減や不安の解消を図り、地域全体で子育てしやすい環境づくり、途切れることのない支援を実現していくため、子ども・子育て支援法に基づく島田市子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく島田市子どもの貧困対策推進計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく島田市子ども・若者育成支援計画を策定している。

本業務は、上記の各計画期間が終期を迎えることから、引き続き「子育てしやすいまち パパ・ママに寄り添うまち 子育て応援都市 島田」の実現を目指すため、新たに令和7年度から令和11年度を計画期間とする次期計画の策定に向けて、国の最新動向を把握しながら現行計画の検証や課題の抽出、子どもや子育て世代を対象とした意見聴取、子育て家庭の生活環境や要望等に係る実態把握調査を実施し、事業量の推計、分析、目標事業量、評価指標の設定等を行うとともに、子ども・子育て会議等の計画策定検討会議における運営支援等、次期計画策定に向けた全般的な策定支援を業務目的とする。

なお、次期計画の策定にあたっては、令和5年4月1日施行のこども基本法において定められている、こども施策を総合的に推進するための共通基盤である「こども大綱」を勘案しながら、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画を包含し、一体的なものとして計画策定を行うこと。

2 業務概要

- (1) 業務名 島田市こども計画策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙「島田市こども計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託料上限額 11,308,000円以内（※消費税及び地方消費税を含む。）
内 訳 【実態把握調査】4,917,000円以内（令和5年度実施）
【計画策定業務】6,391,000円以内（令和6年度実施）

※ この金額は予定価格を示すものではなく、企画提案の内容の規模を示すため、参考として業務履行に要する経費として示すものである。

※ この金額を超えて企画提案書が提出された場合は「失格」とし、企画提案の評価は行わない。

※ 本事業における契約額の合計は、上記委託料を上限額とし、かつ審査会に提出された見積書の価格を超えない金額とする。

3 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表 令和5年7月7日（金）
- (2) 参加申込書の受付期間 令和5年7月7日（金）から令和5年7月25日（火）17時まで

- (3) 参加資格審査結果通知 令和5年7月28日（金）
- (4) 質問書の受付期間 令和5年7月7日（金）から令和5年7月18日（火）17時まで
- (5) 質問に対する回答期限 令和5年7月21日（金）
- (6) 企画提案書等受付期間 令和5年7月28日（金）から令和5年8月17日（木）17時まで
- (7) 審査会 令和5年8月25日（金）予定
- (8) 審査結果の公表 令和5年9月1日（金）予定
- (9) 契約締結 令和5年9月中旬以降 予定

5 参加資格要件

本業務の審査会に参加する者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 本業務に係る参加申込書の提出時において、島田市の入札参加資格の審査を受け、その資格を有する者。
- (3) 参加申込書の提出日から契約の締結日までに、島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第159号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (4) 島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）に基づく入札参加排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中、又は破産手続中でないこと。
- (7) 参加申込に係る提出書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (8) 過去10年間に静岡県内の自治体において、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画の策定支援業務と同種又は類似の受託実績があること。

6 参加申込方法

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）
 - ※ 会社の概要の分かるパンフレット等を添付すること。
- ③ 業務実績書（様式第3号）
 - ※ 業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。
 - ※ 記載した業務実績については、契約書等の写しを提出すること。
- ④ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ※ 参加申込の受付開始日から3か月以内に発行されたもの。

- (2) 受付期間 令和5年7月7日（金）から令和5年7月25日（火）17時まで
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参又は郵送に限る。
 - ※ 郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限を必着とする。
 - ※ 郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。
 - ※ 電子メールでの提出は受け付けない。
- (5) 提出場所 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1
島田市こども未来部子育て応援課子育て応援係
- (6) 辞退表明 参加申込書の提出後に参加の辞退をする場合は、速やかに「16 問い合わせ先」に連絡し、参加辞退届（様式第4号）を提出すること。

7 参加資格審査

本業務の審査会の参加資格は、「5 参加資格要件」に基づいて審査を行い、その結果を参加申込者に電子メールで通知をする。

8 質問書の提出と回答

- (1) 提出書類 質問書（様式第5号）
- (2) 受付期間 令和5年7月7日（金）から令和5年7月18日（火）17時まで
- (3) 提出方法 電子メールで提出すること。
- (4) 提出場所 島田市こども未来部子育て応援課子育て応援係
E-mail kosodate@city.shimada.lg.jp
- (5) 回答方法 令和5年7月21日（金）17時までに質問者に電子メールで回答する。
 - ※ 質問の内容が企画提案書等に影響を及ぼすと判断されるものは、随時当市ホームページに回答を掲載する。
 - ※ 評価等に影響の恐れがある事項（参加業者数、参加業者名、評価委員等）についての質問は受け付けない。

9 企画提案書等の提出について

本業務の審査会の参加資格を有する者は、次の書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書表紙（様式第7号）
 - ② 企画提案書（任意様式）
 - ③ 見積書（任意様式）
 - ④ 見積内訳書（任意様式）
- (2) 受付期間 令和5年7月28日（金）から令和5年8月17日（木）17時まで
- (3) 提出部数 原本1部、副本10部
- (4) 提出方法 持参又は郵送に限る。
 - ※ 郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。

※ 郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。

※ 電子メールでの提出は受け付けない。

(5) 提出場所 〒427-8501 静岡県島田市中心1番の1

島田市こども未来部子育て応援課子育て応援係

(6) 提出書類作成上の注意事項

- 提出書類はA4版両面印刷で左綴じとすること。
- 目次及び各ページに通し番号を付けること。
- 使用するフォントサイズは、12フォント以上とすること。
- 「② 企画提案書（任意様式）」は、「(7) 企画提案書の作成について」を参照して作成すること。
- 「③ 見積書（任意様式）」は、本業務の実施に必要な費用の総額を算出すること。
- 「④ 見積内訳書（任意様式）」は、年度ごとに作成して人件費、直接経費、一般管理費等について積算根拠を詳細に記載すること。
- 副本については、全ての書類において事業者を特定できる情報（団体名、代表者、氏名、住所等）を削除して提出すること。

(7) 企画提案書の作成について

企画提案書は縦置き横書きとし、別紙「島田市こども計画策定業務委託仕様書」に基づいて、下記①から⑩の項目順にPRポイントを明確にしたうえで、簡潔に分かりやすく記載すること。ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとすることは差し支えない。

① 業務目的達成に向けた全体のコンセプト

本業務の目的、これまでの島田市子ども・子育て支援事業計画、島田市子どもの貧困対策推進計画、島田市子ども・若者育成支援計画を分析し、子育て支援に係る事業、その他関連施策の現状把握や課題の整理、こども基本法等の法令や国の最新の動向に基づく今後の課題や方向性を見据えた重点的取り組みを提示し、次期計画策定に向けた具体的かつ実現可能なコンセプトを提示すること。

② 実態把握調査の具体的な支援内容

計画策定に向けて、当市の子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策推進計画、子ども・若者育成支援計画を一体的に捉えた調査項目、調査対象数（人数、世帯数等）の提示、調査表のレイアウト、調査表の回収の工夫、実態把握調査の結果の分析手法や調査報告、会議資料等の成果物の活用方法について具体的な提案をすること。

③ 子ども、子育て家庭、若者からの意見聴取方法

子ども、子育て家庭、若者から様々な意見を聴き、政策への反映を推進していくための具体的な実態把握方法、意見聴取の手段等を提案すること。

④ 計画策定の具体的な業務内容

実態把握調査の結果を活用し、次期計画の基本理念、目標事業量や評価指標（数値目標）の設定、別紙「島田市こども計画策定業務委託仕様書」を参考に掲載すべき項目や当市の現行計画との整合性、子ども、子育て家庭からの意見の反映、こども基本法等の法令や国の最新の動向に基づいた計画策定について具体的に提案すること。

⑤ 計画全般のイメージや構成の提示

計画の構成・体系については、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画を一体のものとして作成し、手にとりやすく分かりやすいビジュアル、デザインの方向性、イラストや写真の活用方法について具体的に提案すること。

⑥ 事業者の強みに基づく提案（自由提案）

事業者独自の専門性を活かした当市の子育て施策の推進に有効な計画書の企画・構成の提案、項目・分量・見込まれる成果等、可能な限り定量的に記載すること。また、委託料上限額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

⑦ 業務実施スケジュール（工程表）

契約締結予定日の翌日から、計画書の完成、納品までの具体的な業務実施スケジュールを示すこと。

⑧ 業務実施体制

計画策定業務を円滑かつ安定的に運営するにあたり、本業務に関わる人員及びサポート体制、子ども・子育て会議等の計画策定検討会議の運営支援、各作業部会等への支援、こども基本法等の法令や国の最新の動向に柔軟に対応できる体制を具体的に提示すること。

⑨ 予定業務者の業務実績（様式第6号）

本業務に関わる予定業務責任者及び担当者の氏名、役割、同種又は類似の計画策定事業の実績を明記すること。

⑩ 過去の業務実績

本業務に関連のある業務で、これまでの実績（自治体名・当該業務の概要）を記載すること。特に、過去10年間で当市又は静岡県内の他自治体において、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画の策定事業を受託し、完遂した実績について記載すること。

10 審査会の実施について

審査会は、企画提案者による提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施日時 令和5年8月25日（金）（予定）

(2) 実施時間 プレゼンテーション 20分程度（予定）
ヒアリング 20分程度（予定）

(3) 実施内容 提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこと。

(4) 説明者 3名以内とする。

(5) 機材 プロジェクターとスクリーンは、当市が準備する。その他の必要な機材は、説明者が準備すること。

- (6) その他 審査会の開催日時と開催場所は別途連絡する。
- プレゼンテーションの実施時間は、参加有資格事業者の状況により変更される場合がある。その場合は、別途連絡をする。
- プレゼンテーションを行う者は、契約成立後に本業務に従事する者が行うこと。
- プレゼンテーションでは、提案者が特定できるような情報（団体名、代表者、氏名、住所等）を表現及び対応はしないこと。
- プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書等に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

11 審査及び選定方法等について

- (1) 審査は、島田市こども計画策定業務委託審査委員会（以下審査委員会）が評価基準（別紙1）で定めた評価項目を基に総合的に審査し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。
- (2) 審査の結果、評価点の平均合計点（少数点以下第2位未満を切捨て）が最も高い者を優先交渉権者として契約交渉を行う。また、評価点の平均合計点（少数点以下第2位未満を切捨て）が2番目に高い者を次点者とする。
- (3) 評価点の平均合計点（少数点以下第2位未満を切捨て）が最も高い者が複数ある場合は、その中から審査委員の多数決により受託候補者を選定する。
- (4) 評価点の合計の6割を最低基準点と定め、評価点の平均合計点（少数点以下第2位未満を切捨て）が最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者又は次点者として選定しないものとする。

12 審査結果について

審査委員会における審査及び評価の結果については、優先交渉権者及び次点者のみ当市ホームページで公表する。

13 失格事項

本業務の審査会に参加する者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「5 参加資格要件」の規定に抵触することが明らかとなった場合。
- (2) 審査会に出席しなかった場合。
- (3) 審査委員会の委員に対して、直接又は間接を問わず故意に接触を求めること。
- (4) 他の参加者と応募内容又はその意図について相談すること。
- (5) 優先交渉権者の選定終了までに、他の参加者に対して、応募内容を意図的に開示すること。
- (6) 提出書類に虚偽の記載、又は審査に影響を与えるような不備があった場合
- (7) 本実施要領で示された提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の注意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (8) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (9) 見積書に記載した金額が「2 (4) 委託料上限額」を超過している場合。

- (10) 企画提案書の提出期限後に見積書の金額を訂正した場合。
- (11) その他審査委員会又は当市が不適格と認めた場合。

14 契約について

契約内容及び仕様については、優先交渉権者の選定後、企画提案書等の内容を基に詳細を協議して契約の手続きを行うものとする。また、契約は年度ごとに締結するものとする。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。その際には、見積書及び見積内訳書の提出を求めるものとする。

15 その他留意事項

- (1) 企画提案にあたっては、市ホームページに掲載されている「島田市子ども・子育て支援事業計画」、「島田市子どもの貧困対策推進計画」、「島田市子ども・若者育成支援計画」を参考にすること。

【島田市子ども・子育て支援事業計画】

<https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kurashi-docs/kodomokosodatesiennjigyouseikeikaku.html>

【島田市子どもの貧困対策推進計画】

<https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kurashi-docs/kodomonohinnkonn.html>

【島田市子ども・若者育成支援計画】

<https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kurashi-docs/1517623.html>

- (2) 市は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号又は名称並びに審査経過等を公表することができるものとする。
- (3) 提出された全ての書類の返却は行わない。
- (4) 提出された書類は、必要に応じ複写を行う。
- (5) 提案された書類等の著作権は応募者に帰属するが、当市において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 提案された書類等に含まれる著作権、特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となるものを使用した結果、生じた責任は企画提案者が負う。
- (7) 本提案に係る一切の費用については、全て企画提案者の負担とする。
- (8) 審査内容及び選定結果についての問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。
- (9) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。

16 問い合わせ先

〒427 - 8501

静岡県島田市中心1番の1

島田市こども未来部子育て応援課子育て応援係

電 話 0547 - 36 - 7159

F A X 0547 - 36 - 8006

E - mail kosodate@city.shimada.lg.jp